

○えびな委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和6年第1回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第2号、報告第1号及び報告第3号の以上4件につきまして、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4千407万6千円を追加するものでございます。

本委員会の所管に係りましては、3ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、21款繰入金で2千767万6千円、24款市債で640万円を追加するほか、2ページの第2表、地方債補正では、学校教育施設等整備事業の限度額を変更するものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○河端消防長 本臨時会提出議案のうち、消防本部に関わります議案第2号及び報告第1号につきまして、順次、御説明を申し上げます。

初めに、議案第2号、旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和6年2月9日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴いまして、同条例の非常勤消防団員、消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額を改正しようとするものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日とし、令和6年4月1日から適用しようとするものでございます。

続きまして、報告第1号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件は、本年2月15日、市内緑町16丁目、北消防署近文分遣所敷地内において、消防団が運用する消防ポンプ自動車が分遣所前に駐車していた相手方の車両と接触し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を22万7千832円と定め、3月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、市の過失割合は100%でございます。

地方自治法第180条第2項の規定により御報告を申し上げます。

以上が消防本部に関連する項目の説明でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○松本総務部総務監 報告第3号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

整理番号1及び2は、いずれも令和5年6月30日に議決をいただき、契約を締結した工事請負契約の変更契約に関するものでございます。

整理番号1の忠和6条道路線改良工事につきましては、現場の除排雪の数量が当初設計より増加したため、契約金額1億9千965万円を2億108万円に変更するものでございます。

整理番号2の平成大橋長寿命化（耐震補強）その2工事につきましては、橋桁を支える支承を交換する工事の作業量が当初設計より増加したため、契約金額1億7千930万円を1億8千605

万4千円に変更するものでございます。

いずれも令和6年3月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○えびな委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更について、理事者から報告願います。

○熊谷総合政策部長 旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更について、御報告申し上げます。

資料を御配付しております。

令和5年第4回定例会において、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について議決をいただき、議決内容のとおりに、周辺8町と本年1月11日に変更協約を締結したところでございます。この協約の締結に伴いまして、このたび、旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンを変更しており、その主な変更内容につきまして御説明いたします。

資料の旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンの27ページの具体的な取組の一覧を御覧ください。

まず、新たに連携する取組につきましては、10、初期救急医療の連携であります。本取組は、地域住民の方が本市の初期救急医療体制の利用を可能とすることで、圏域内における救急医療体制のさらなる充実を図るものでございます。

次に、既存の取組の変更の主な内容といたしましては、2の地域の強みを生かした産業振興について、7町と連携しておりましたが、上川町から連携の申出があったため、連携自治体数の変更を行うものでございます。

連携協約に基づき推進する具体的な取組については、前年度の46件から1件増の47件となり、これらの内容については、ビジョンの29ページ以降に記載しております。

本ビジョンに基づき、今後も1市8町が連携し、圏域のさらなる発展に向け、取組を推進してまいります。

以上、御報告申し上げます。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市広報広聴戦略プラン（令和6年度～令和9年度）の策定について、理事者から報告願います。

○土岐総合政策部長室長 旭川市広報広聴戦略プラン（令和6年度～令和9年度）の策定につきまして、御報告を申し上げます。

本日、委員の皆様には、旭川市広報広聴戦略プランとその概要版の2つの資料を配付させていた

だいておりますが、説明に当たりましては横判の概要版のほうを御覧いただきたいと存じます。

本プランは、令和2年6月に策定をいたしました新・旭川市広報広聴戦略プラン（改訂版）の推進期間が令和5年度末で終了したことを受け、策定をしたものでございます。

策定に当たりましては、資料の上段に記載しておりますように、広報広聴活動における現状の課題として、ニーズの把握不足や情報発信方法の多様化のほか、市役所内部における市職員の情報発信への意識格差や、情報を受け取る側への配慮不足などがあり、これらの課題解決に向けて、プランの方向性となる新たな基本コンセプトを定め、戦略的に広報広聴の取組を展開するための指針として策定を進めてきたところでございます。

下段にありますように、本プランの推進期間は令和6年度から令和9年度までの4年間とし、基本目標として、「住み続けたいまち」へ、「選ばれるまち」へ、「市民とともにつくるまち」へという3つの目標を掲げて、その実現に向け、3つの基本戦略と9つの重点戦略を定め、積極的に広聴広報活動の推進に取り組むこととしてございます。

これまでのプランとの主な変更点といたしましては、1点目が、現状分析から課題を明確にした上で今後の取組を構築する、より実効性のあるプランにしたこと、2点目が、広報（市内向け）、広報（市外向け）、広聴の3つのアプローチにより目標を明確にし、より具体的な広報広聴活動を展開することとしたこと、3点目が、伝えるだけではなく、伝わるに重点を置いたプランとしたこととなります。

今後4年間の推進期間の中で、市役所の広報広聴力を強化し、市民が必要とする情報を分かりやすく提供するとともに、市民ニーズの的確な把握、さらには本市の多様な魅力の効果的な情報発信に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上、旭川市広報広聴戦略プラン（令和6年度～令和9年度）の策定につきまして御報告を申し上げました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、「第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」の策定について、理事者から報告願います。

○片岡女性活躍推進部長 第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画の策定について、御報告申し上げます。

本計画は、第3次の計画の計画期間が令和5年度末で終了することに伴い、令和5年1月20日から12月20日までの期間で実施しました意見提出手続、旭川市男女共同参画審議会等を経て、令和6年3月に策定いたしました。

意見提出手続の結果は、1団体から、DV防止の啓発について、出前講座の実施の必要性など、具体的な啓発手法等に関する意見が寄せられました。計画への反映には至りませんでしたが、いただきました御意見を踏まえ、今後も啓発を進め、理解促進に努めてまいります。

このほか、国の方針の改定に伴う記載内容の整理や、困難な問題を抱える女性への支援に関する記載、その他、軽微な文言修正等を行ったところであります。

また、本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画として位置づけているところであります。加えて、令和6年4月1日に施行されました、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画としても位置づけて、困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくものというふうにしております。

今後は、令和6年度から5年間の計画期間とするこの第4次計画に基づきまして、配偶者等からの暴力の根絶を目指し、関係部局と連携し、DV防止に向けた啓発、被害者の相談支援等に取り組んでまいります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前10時14分